

No.31

2005年2月発行

淀川水系 流域委員会 琵琶湖部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第31回琵琶湖部会の内容……………P. 1
- 第31回琵琶湖部会の説明資料より抜粋……………P. 3
- 配付資料リスト……………P. 7
- 琵琶湖部会 委員リスト……………P. 8
- これまで開催された会議等について……………P. 9
- 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法・ご意見受付……………P. 10

平成17年1月8日（土）、第31回琵琶湖部会が開かれました。



【コラボしが21にて】

第31回琵琶湖部会の内容

資料1-1「淀川水系整備事業進捗状況の点検について（案）」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換が行われました。

第31回琵琶湖部会結果報告

庶務作成

開催日時：2005年1月8日（土） 13：35～16：23

場 所：コラボしが21 3階会議室

参加者数：委員15名、河川管理者18名、一般傍聴者50名

1. 決定事項

- ・「淀川水系整備事業進捗状況の点検について（案）」の骨子が承認された。本日の議論を受けて、江頭委員、中村委員、嘉田委員、西野委員が文章を修正し、最終的に部会長が確認する。その後、各委員へEメール等により意見書を配布し了解を得た上で確定する。確定された意見書に対して少数意見があれば、付帯意見としてまとめる。
- ・資料1-1「淀川水系整備事業進捗状況の点検について（案）」に対する意見があれば、1/11までに庶務に提出する。

2. 審議の概要

①淀川水系整備事業進捗状況の点検について

委員より、資料1-1「淀川水系整備事業進捗状況の点検について（案）」を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

○意見書の構成・体裁や今後の作業の進め方について

- ・事業進捗状況の点検に関わる意見書は、委員会の意見書として統一するのが筋だが、時間的な制約から各部会の意見を調整するのは難しく、部会毎に意見書を出すことになった。琵琶湖部会の意見書は他の部会と違って進捗状況の点検に関わる意見の後に琵琶湖水位操作と基礎案の課題に関する意見が付け加えられている。これらは、琵琶湖にとって非常に大事なことなので、体裁を他部会と同じ表形式に改めた上で、琵琶湖部会の意見書とする（部会長）。

○琵琶湖水位操作についての意見に関する意見交換

- ・P22以降は添付文章ではなく本文なので、P16の要約文の後に続けてP22以降を付け加える（部会長）。
- ・「3. 琵琶湖水位操作について」には、次期流域委員会への課題を示す引き継ぎ書的な意味合いがあまり出ていないので、追加したいと考えている。
- ・P15の1行目に「長期的な低水位」という表現があるが、誤解を生む表現だ。琵琶湖は100年間で-1mほど水位が低下しており、これも長期的な低水位と言える。表現について検討させて欲しい。
- ・P15（2）洪水期制限水位に関する意見については、ダムWGでも十分な検討ができていないので、次期流域委員会の課題だと思っている。また、別途配付した資料（西野委員の意見）に次期流域委員会で中心的に検討すべき課題として、琵琶湖周辺の既存ダムが琵琶湖に与える影響、専門家会議と流域委員会の情報交換についてまとめているので、これも次期流域委員会で検討をして欲しい。
- ・水位操作規則に関する委員会の考え方は、まず試行的な水位操作とモニタリングによってより好ましい操作規則を作っていこうということだった。琵琶湖部会として「操作規則の変更を要望する」と踏み込んだ記述をしてよいのかどうか。また、（2）として、制限水位の引き上げによって人命に関わるような壊滅的な被害が生じる可能性は低いとしているが、これについては十分には議論できていないのではないか。

←水位操作に関する意見は、資料1-2が最新版となっているので、こちらを参照頂きたい。また、本意見は、ダムWGでの議論と河川管理者から提供された資料に基づいて提案をした（委員）。

←これまで水位操作について議論してきたことを考えれば、琵琶湖部会として、水位操作に関する意見を集約しておく必要がある（委員）。

- ・水位を上げた場合の検討結果がダムWGで示されていたが、例えば、琵琶湖水位を20cm上げた場合、浸水深も20cmあがるという計算なのか。また、内水氾濫も考慮されているのか。

←水位に応じて流出量も大きくなるため、全て計算した上で上昇水位を計算している。また、内水氾濫に関しては、1.4mまではポンプ稼働も考慮した計算になっているが、1.4m以上になるとポンプは効かなくなるので、実質的にはないものとして計算している（河川管理者）。

- ・P30の下から9行目「稲作水田の4割が転作されており」は、実際には27%程度なので修正する必要がある。

○基礎案の課題に関する意見交換

- ・P17（2）②で「撤退利水者は放棄水利権をめぐる法的な責務だけでなく、ダムに頼らない治水の実現を支援する重要な役割を担う必要がある」としているが、ここまで言い切ることができるのかどうか。また、P18（4）②の最終行の「人為的」は削除してもよいのではないか。

←撤退利水者をどのように位置付けてどう説明をするか、検討する必要があると思う。「人為的」についても検討をしたい（委員）。

- ・外来種に関する意見が含まれていない。次期流域委員会に引き継ぐ事項として書いておくべき。

- ・「4.1 基礎案に十分に反映されていない提言の趣旨」は、琵琶湖部会に必要な意見だ。また、次期流域委員会への引き継ぎ事項としても、文章として残しておく必要がある。委員会がどう扱うかはまた別の問題だろう。

- ・河川管理者から委員会に求められているのは、進捗状況の点検への意見だ。「4.1 基礎案に十分に反映されていない提言の趣旨」を委員会の意見とするための時間がなく、委員の調整もできないので、琵琶湖部会の意見として資料1-1の構成でまとめておくのがよいのではないか。

②ダムに対する意見の交換（進捗状況報告書との関連をも含めて）

- ・12月20日版に対して、その後、アンケートを行い意見調整している（部会長）
- ・第8回ダムWGで河川管理者は「制限水位を-15cmに引き上げた場合、水位が-167cmに下がるので補給水が必要だ」とする資料を示したが、このシミュレーション以外にも、例えば、制限水位を-10cmや0cmにした場合に利用低水位-150cmにどれだけ近づくとといったシミュレーションをして欲しい。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名から発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・部会として合意できる事項については、次期流域委員会への引き継ぎ事項ではなく、意見書の中で方向付けをしてほしい。

- ・事業進捗状況の点検に関わる意見書はどのようなスタンスで作られたのか。河川管理者の事業をチェックする立場なのか、それとも非常に有益だという立場なのか。

←どちらかの立場に立って作ったのではなく、河川整備事業が淀川水系にとってうまくいくようにするためには、河川管理者はどうすればよいのかという視点から意見を述べたものだ（部会長）。

- ・琵琶湖水位操作に関する意見には賛成だ。塔の島地区の整備が1500m³/sでなければならない理由がいまだに分からない。河川管理者は1300m³/sのシミュレーションを試みるべきだ。また、委員の質問に対して、河川管理者が回答していないものもある。それから、住民が参加して意見が言えて実際の行政に反映されるような形が必要だ。「住民意見を反映する」と一般論としては言われているが、何の保証もない。

←洗堰からの放流量を1500m³/sよりも小さくした場合にどのような効果があるのかについては、資料を提供している。1300m³/s、1200m³/sの場合に琵琶湖の水位の下がり方が小さくなっていくことを示している（河川管理者）。

第31回琵琶湖部会の説明資料より抜粋

■資料1-1より

第31回琵琶湖部会では、資料1-1「淀川水系整備事業進捗状況の点検について（案）」を用いて淀川水系整備事業進捗状況の点検について意見交換が行われました。以下に資料より一部を抜粋して掲載いたします。

淀川水系整備事業進捗状況の点検について（案）

目次

1. はじめに	・・・ 1
2. 「具体的な整備内容シート」に直接かかわる「整備事業進捗状況」の点検	
2. 1 河川計画	・・・ 2
2. 2 河川環境	・・・ 10
2. 3 治水・防災	・・・ 12
2. 4 利水	・・・ 13
2. 5 利用	・・・ 14
2. 6 維持管理	・・・ 15
2. 7 ダム	・・・ 16
3. 琵琶湖水位操作について（嘉田・西野委員の集約版（案））	・・・ 16
4. 基礎案の課題（中村委員（案））	・・・ 18
4. 1 基礎案に十分に反映されていない提言の趣旨	・・・ 18
4. 2 今後の課題	・・・ 18

添付資料

水位操作に関する意見書（嘉田・西野委員の3. に関する検討資料）	・・・ 22
1. 歴史的にみる琵琶湖水位問題	
1. 1 水陸移行帯の生物多様性と文化の多様性を育んだ琵琶湖の水位変動	・・・ 23
1. 2 琵琶湖と下流の淀川治水をめぐる上下流対立の歴史	・・・ 23
1. 3 河川法制定と淀川改修工事と南郷洗堰建設	・・・ 24
1. 4 大正から昭和の洪水と水位操作	・・・ 24
1. 5 琵琶湖の多目的ダム化のための琵琶湖総合開発	・・・ 24
1. 6 琵琶湖生物資源調査団による影響調査と生物資源保全対策	・・・ 25
1. 7 琵琶湖の平均水位の低下と浸水被害	・・・ 25
2. 琵琶湖の「急激な水位低下」と「長期的な水位低下」をめぐる問題	・・・ 26
2. 1 洪水期制限水位について	・・・ 26
2. 2 洪水期制限水位期における「急激な水位低下」の生物・生息環境への影響	・・・ 28
2. 3 長期的な水位低下による湖沼学的な課題	・・・ 28
2. 4 琵琶湖環境に配慮した新たな水位操作に向けて	・・・ 29
3. 水位操作規則を変更する政策提案とその社会的合意について	・・・ 30
3. 1 洪水期制限水位の上昇に伴う琵琶湖岸の洪水リスクの増大について	・・・ 30
3. 2 洪水リスクの増大に対する経済的補償と農業環境政策、都市計画との連携について	・・・ 31
3. 3 洗堰の全閉操作と下流の治水	・・・ 32
4. 渇水期の瀬田川洗堰の水位操作について	・・・ 34
4. 1 琵琶湖・淀川水系の水利用の歴史と「水源の一元化」という構造的課題について	・・・ 34
4. 2 淀川水系における既往最大渇水と琵琶湖水位	・・・ 35
5. 水位操作規則の変更に関する要約	・・・ 35

2005. 1. 8

淀川水系整備事業進捗状況の点検について（案）

淀川水系流域委員会琵琶湖部会

（川那部041228未定稿、寄せられた意見の江頭集約案、嘉田・西野案、中村案）

1. はじめに
近畿地方整備局から要請のあった標記の件に関し、以下の通り点検報告を提出する。「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」については、先に「意見書」の中で問題点を提出したところである。しかし、その内容をある程度考慮に入れた「基礎案に係る具体的な整備内容シート」においても、またそれを踏まえた今回の「整備事業進捗状況報告書」においても、先の意見書において提出した問題点のうち、とくに新たに「検討」を求めた事項については、採用されていない多くのものがある。これらのうちには、「提言」および「意見書」において述べた極めて重要な点に、大きく係る部分があるため、その部分を特にこの「進捗状況点検書」に改めて追加し、強く善処を求める。また、個々について述べるだけでは足りないと思われる重要な2問題、すなわち琵琶湖水位操作および基礎案の課題について章を追加して論じる。

2. 「具体的な整備内容シート」に直接かかわる「整備事業進捗状況」の点検

2. 1 河川計画

計画一 河川レンジャー（「詳細報告内容」なるものあり）
いわゆる「河川レンジャー」なるものについては、「意見書」にもある通り、その地域に根ざしたものが必要であり、単にボランティアを募集するようなかたちで進められるものではない。したがって多くの場所において、それぞれの地域に最も相応しいものは何かを、試行的に探る必要がある。そのためには、国土交通省の関連施設である資料館だけでなく、いやむしろそれよりも、地域公民館などを活用して行うことが肝要である。なおこれは、直轄地域に限られてはならないものであること、ここにいうまでもない。

・この外、河川に係わる「環境学習等の文化活動や動植物の保護活動・・・」を担うことのできる人材の発掘・育成ならびにレンジャー相互の連携と役割の強化をいかに行うのかを早急に検討されたい。

2. 2 河川環境

環境一 河川環境のモニタリングの実施と評価（「詳細報告内容」なるものあり）
草津川放水路についてのみ、同整備計画研究会の提案に基づいて、若干の調査を実施しているところがあるが、その内容は極めて限定的であり、また、「河川環境調査」なるものについては、何をいかに調査しているのかすら、明らかでない。その内容、特に実施経過などに留まらず、その調査によって何が判ったかについて、直ちに明示するよう強く要求する。また、直轄でない河川、さらには2級以下の河川についても、その整備は全体として検討しなければならないことを、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも全く扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を尊重して「実施」に入らねばならない。

#1

環境二 横断方向の河川形状の修復を実施（一切の記載なし）
河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を尊重して「実施」に入らねばならない。

環境－14 横断方向の河川形状の修復の検討（野洲川河口〔砂州を含む〕）（「詳細報告内容」なるものになし）

「整備計画進捗状況報告」においては、「事前モニタリング実施中」「河川水辺の国勢調査（鳥類）の実施」とあるだけである。検討の方法、得られた結果を明示し、それをもとにどのように修復方法を検討し実施するのかについて、直ちに内容を明示されたい。

#1

また、直轄でない河川、さらには2級以下の河川についても、その河川形状の修復については、全体として十分な検討をしなければならないことは、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入れられたい。

・そのとき、「川が川をつくる」の理念に示されているように、河川の縦・横断形状は、平面形状と流水と流砂との相互作用によって形成されることを深く理解した上で、修復方法を検討すべきである。

環境－18～19 縦断方向の河川形状修復の実施（魚類の遡上・降下）（一切の記載なし）

河川形状の修復実施が、ここに見られるように、淀川河川事務所管内のみに留まっていることは、極めて遺憾である。直轄でない河川、さらには2級以下の河川をも合わせ、直ちに「検討」に入り、かつ、可及的速やかにその結果を流域委員会等に提示し、その意見を尊重して「実施」に入れられたい。

環境－23 縦断方向の河川形状修復の検討（魚類の遡上・降下）野洲川（「詳細報告内容」なるものになし）

「整備計画進捗状況報告」においては、「事前モニタリング実施予定」とあるだけである。少なくともモニタリングの方法を明示し、さらにどのような結果が予測されるのか、それをもとにどのように修復方法を検討し実施するつもりなのかについて、直ちに内容を明示されたい。

・修復方法を検討するに当たっての留意点は環境－14に同様である。

#2

また、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないことは、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入れられたい。

環境－25 縦断方向の河川形状修復の検討（魚類の遡上・降下）瀬田川（「詳細報告内容」なるものになし）

「整備計画進捗状況報告」においては、「事前モニタリング実施予定」とあるだけである。少なくともモニタリングの方法を明示し、さらにどのような結果が予測されるのか、それをもとにどのように修復方法を検討し実施するつもりなのかについて、直ちに内容を明示されたい。

#2

また、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないことは、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入れられたい。

環境－27 魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討（既設ダム）（「詳細報告内容」

なるものになし、淀川部会についてはあり）

「整備計画進捗状況報告」においては、「瀬田川洗堰における魚道の必要性を検討中」とのみある。どのように何を検討しているのかが示されなければ、「整備計画進捗状況報告」にはならない。少なくとも天ヶ瀬ダムの場合のように示し、現在までのその検討結果を明示しなければならない。

このとき魚道の必要性を検討する以前に、魚道設置に伴う生態系の攪乱が予想されることに鑑み、魚道をつくることの可否について十分な検討が必要であることは言うまでもない。

#2

また、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないことは、「基礎原案に係る具体的な整備内容シートについての意見書」において指摘したにも係らず、「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。直ちに「検討」に入れられたい。

環境－28 湖と河川や陸域との連続性の確保と修復〔滋賀県と連携や調整〕（「詳細報告内容」なるものあり）

学識者等による検討（水域移行帯WG）が発足し、また「琵琶湖・陸域連戻回復協議会（仮称）」の設置が予定されていることは、何はともあれ評価することができる。

しかし、このWGにおける検討結果が全く示されておらず、またどのような論議がなされたのかも、公表されていない。さらに、このWGの意見と「河川管理者」の意見との関係が明示されていないのは致命的であると言っても良い。少なくともWGが、何を調査しようとし、その結果何が調査されて、いかなる結果になり、それを基礎にしていかなる論議がなされ、かつ何を進めるように提案したのか、それに対する「河川管理者」の対応はどうであったかが、逐一判るような公表を行われたい。

また、琵琶湖と河川のいくつかの特定の場所を選んで、具体的に調査を進めることが肝心である。

環境－30 水位操作の検討（瀬田川洗堰）（「詳細報告内容」なるものあり）

操作規則の範囲内に留まりながらも、検討だけではなく、若干の試行に踏み切っていることは、大いに評価できる。但し、今回の「生物調査の結果」として4点が「判明」したなどの記述があるが、それらはつとに知られていたことであり、実施すべきはそれをどのように無くすかの問題にあった筈である。しかしこの点に関しては、それがどの程度に行われ、何が明らかになったのかがほとんど記載されていない。問題点を明確にした試行の実施がなされなければならない。

また、「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」において、「操作規則の変更を伴うもの」もまた「検討」事項になっていたことは、先の「意見書」においても高く評価したところである。したがって、その検討の結果を、充分詳細に明らかにすべきである。さらに、「意見書」で述べた「水位の自然的季節変動を基本に全体的な水位操作の見直しについて、法律改正をも含めて検討しなければならない。整備計画の検討事項として、このようなものが記載されていないのは極めて不自然である」としたことについては、「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」に記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは、極めて遺憾である。「実施」は行わなかったにしても、「検討」はなされているのか、またなされているとすれば、その現在までの結果を明らかにされたい。

この項目については、後項の「琵琶湖の水位変動と水位操作について」を、十分に参照して、調査・検討を進めることが必須である。

配付資料リスト

●第31回琵琶湖部会 配付資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		B31-A
資料1-1	淀川水系整備事業進捗状況の点検について（案）	B31-B
資料1-2	・琵琶湖水位操作についての意見要約（案） ・琵琶湖水位操作についての意見書本文（案）	B31-C
資料1-3	基礎案に十分に反映されていない提言の趣旨と琵琶湖部会で十分検討できていない課題（素案）	B31-D
資料2	事業中のダムに対する意見書（案） ※第36回委員会（H16.12.20） 配付資料3-1-2（12月20日版）	B31-E
資料3	委員会における今後のスケジュール	B31-F
参考資料1	委員および一般からのご意見	B31-G
参考資料2	第30回琵琶湖部会結果概要	B31-H
参考資料3	河川整備計画進捗状況 報告資料 目次 ※第28回琵琶湖部会（H16.10.13） 資料3 河川管理者提供資料	B31-I
参考資料4	河川整備計画基礎案整備シートに係る部会意見（案）	B31-J

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.10の「配付資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

琵琶湖部会 委員リスト

2004.1.7現在
（五十音順、敬称略）

No.	氏名	対象分野	所属等	備考（兼任）
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員 （水辺の遊び）	BSCウォータースポーツセンター校長	環境・利用部会
2	江頭 進治 （部会長代理）	河道変動	立命館大学理工学部 教授	環境・利用部会 治水部会
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり（環境社会学、 文化人類学、住民参加論）	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	住民参加部会
4	川那部 浩哉 （部会長）	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	治水部会
5	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	環境・利用部会
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	環境・利用部会
7	小林 圭介	植物（植物社会学）	滋賀県立大学 名誉教授、 永源寺町教育委員会 教育長	環境・利用部会
8	宗宮 功	水質（水質工学）	京都大学 名誉教授、 龍谷大学 教授	環境・利用部会
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 （自然・環境問題全般）	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	環境・利用部会 利水部会
10	中村 正久	水環境 （環境政策、環境システム工学）	滋賀県琵琶湖研究所 所長	環境・利用部会
11	西野 麻知子	動物（陸水動物学）	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	環境・利用部会 治水部会
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	利水部会
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	住民参加部会
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 監事	環境・利用部会
15	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	治水部会
16	三田村 緒佐武	環境教育 （水環境教育、生物地球化学）	滋賀県立大学環境科学部 教授	環境・利用部会 住民参加部会
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 （鳥類生態、ラムサール条約）	琵琶湖ラムサール研究会 代表	利水部会 住民参加部会

注：対象分野欄の（ ）は委員の専門を示しています。

これまで開催された会議等について

第31回琵琶湖部会（平成14年1月8日）までに、以下の会議が開催されています。

委員会	琵琶湖部会	淀川部会	猪名川部会
第1回～第6回 平成13年開催	第1回～第8回 平成13年開催	第1回～第10回 平成13年開催	第1回～第6回 平成13年開催
第7回～第15回 平成14年開催	第9回～第20回 平成14年開催	第11回～第20回 平成14年開催	第7回～第17回 平成14年開催
第16回 H15/1/17 (金)	第21回 H15/1/29 (水)	第21回 H15/7/5 (土)	第18回 H15/7/1 (火)
第17回 H15/1/24 (金)	第22回 H15/5/19 (月)	第22回 H15/8/26 (火)	第19回 H15/9/2 (火)
第18回 H15/2/24 (月)	第23回 H15/6/10 (火)	第23回 H15/10/13 (月)	第20回 H15/10/9 (木)
第19回 H15/3/27 (木)	第24回 H15/7/18 (金)	第24回 H16/8/25 (水)	第21回 H16/9/1 (水)
第20回 H15/4/21 (月)	第25回 H15/8/25 (月)	第25回 H16/9/17 (金)	第22回 H16/10/21 (木)
第21回 H15/5/16 (金)	第26回 H15/9/24 (水)	第26回 H16/10/19 (火)	第23回 H16/11/2 (火)
第22回 H15/6/20 (金)	第27回 H15/10/23 (木)	第27回 H16/11/30 (火)	第24回 H16/12/3 (金)
第23回 H15/7/12 (土)	第28回 H16/10/13 (水)	第28回 H16/12/18 (土)	第25回 H16/12/23 (木)
第24回 H15/9/5 (金)	第29回 H16/11/8 (月)	治水部会	利水部会
第25回 H15/9/30 (火)	第30回 H16/12/15 (水)	第1回 H15/3/8 (土)	第1回 H15/3/8 (土)
第26回 H15/10/29 (水)	環境・利用部会	第2回 H15/3/27 (木)	第2回 H15/3/27 (木)
第27回 H15/12/9 (火)	第1回 H15/3/8 (土)	第3回 H15/4/10 (木)	第3回 H15/4/14 (月)
第28回 H16/2/26 (木)	第2回 H15/3/27 (木)	第4回 H15/4/14 (月)	第4回 H15/9/2 (火)
第29回 H16/5/8 (土)	第3回 H15/4/10 (木)	第5回 H15/8/25 (月)	第5回 H15/10/24 (金)
第30回 H16/6/22 (火)	第4回 H15/4/17 (木)	第6回 H15/10/24 (金)	ダムWG
第31回 H16/7/29 (木)	第5回 H15/5/29 (木)	第1回 H16/7/11 (日)	3ダムサブWG
第32回 H16/8/24 (火)	第6回 H15/8/25 (月)	第2回 H16/7/18 (日)	第1回 H16/8/7 (土)
第33回 H16/9/29 (水)	第7回 H15/10/15 (水)	第3回 H16/7/25 (日)	第2回 H16/9/11 (土)
第34回 H16/10/25 (月)	住民参加部会	第4回 H16/8/19 (木)	第3回 H16/11/8 (月)
第35回 H16/11/16 (火)	第1回 H15/2/24 (月)	第5回 H16/9/23 (木)	川上ダムサブWG
第36回 H16/12/20 (月)	第2回 H15/3/27 (木)	第6回 H16/10/4 (月)	第1回 H16/8/3 (火)
設立会	第3回 H15/4/11 (金)	第7回 H16/10/18 (月)	第2回 H16/9/3 (金)
発足会	第4回 H15/4/18 (金)	第8回 H16/11/10 (水)	余野川サブWG
第1回 合同懇談会	第5回 H15/5/27 (火)	第9回 H16/12/1 (水)	第1回 H16/8/11 (水)
第1回 合同勉強会	第6回 H15/8/28 (木)	第10回 H16/12/5 (日)	第2回 H16/9/22 (水)
シンポジウム	第7回 H15/10/23 (木)	しっかりしてや！！	H16/2/28 (土)
拡大委員会	平成13年開催	流域委員会	H16/5/15 (土)
提言説明会	平成14年開催	ファシリテーターとの	H16/9/26 (日)
	H15/1/18 (土)	検討会	H16/9/27 (月)
		大戸川、天瀬ダム意見交換	H16/12/5 (日)
		丹生ダム意見交換会	
		住民の意見を聞く会	

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

■TEL 06-6222-5870

■FAX 06-6222-5871

淀川水系流域委員会 庶務
みずほ情報総研（株）

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会ニュース No. 31

2005年2月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

みずほ情報総研 株式会社

.....
研究員：吉岡、篠田、鈴木、熊谷、松本

事務担当：山根

〒542-0042 大阪市中央区今橋4-2-1 (大阪富士ビル8階)

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E-mail: yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。